

事業所指定について

1. みなし指定の適用について

(1) みなし指定事業所 (H27.3.31以前に指定)

新規指定申請不要 (H30.3.31までみなし指定が適用)

※H30.4.1以降も総合事業を実施する場合、H29年度中に更新手続きが必要
(更新方法についてはH29年度中に通知)

(2) みなし指定事業所以外 (H27.4.1以降に指定)

新規指定申請必要 (指定申請方法については別途通知)

○みなし指定が適用されない(新規指定申請が必要な) 事業所一覧

事業所名	サービス名	指定年月日
デイ・アシストあすなろ	介護予防通所介護	H28.1.7
ヘルパーステーション だんだん	介護予防訪問介護	H27.5.8
訪問介護事業所 希		H27.6.1
訪問介護事業所 ゑびすさん		H27.7.1
ヘルパーステーション アザレア		H27.8.1
訪問介護事業所 かみの		H28.4.1
ヘルパーステーション龍		H28.12.1

2. 新規指定手続のスケジュール

H29.1.4	H29.1.31	総合事業開始 H29.4.1
新規指定申請	指定手続	総合事業 指定有効期間開始 (6年間)

※新規指定申請をした場合、指定日はH29.4.1となる。

3. 指定有効期限の短縮について

- 通常、事業所は6年毎に指定更新が必要。
- 通所介護相当サービスについては、地域密着型通所介護と一体的に事業を実施する場合に限り、初回のみ指定有効期間を短縮し、地域密着型通所介護と同時に指定更新手続を行うことが可能。

【例1】 総合事業の有効期限を短縮しない場合

	H28. 4. 1		H29. 4. 1		H34. 4. 1		H35. 4. 1	
通所介護相当サービス			指定	6年			更新	6年
地域密着型通所介護		指定	6年			更新	6年	

サービスごとに更新手続きが必要

【例2】 総合事業の有効期限を短縮する場合

	H28. 4. 1		H29. 4. 1		H34. 4. 1		
通所介護相当サービス			指定	5年		更新	6年
地域密着型通所介護		指定	6年			更新	6年

2つのサービスの更新手続きが1度で完了

4. 定款・運営規定・契約書の変更等について

	定款、運営規定	契約書 重要事項説明書
みなし事業所	H30.3.31までに変更の必要あり。	利用者が総合事業へ移行する際、変更の必要あり。
みなし事業所以外	指定申請時までに変更の必要あり。	

※変更が間に合わない場合は、指定申請時に現在の定款（運営規定）の写し、変更後の定款（運営規定）【案】を添付のうえ、変更完了後、変更後の定款（運営規定）を提出すること。

○変更例

	現行	変更例
定款 運営規定	介護予防訪問(通所)介護	介護予防訪問(通所)介護又は 介護保険法に基づく第一号訪問(通所)事業
契約書 重要事項説明書	介護予防訪問(通所)介護	第一号訪問(通所)事業

※定款の変更については、各所轄機関に確認すること。

※介護予防訪問(通所)介護の文言はH30. 3. 31まで残すこと。

※総合事業の記載に伴う定款の変更による変更届出書の提出は不要。
(みなし指定事業所)

5. H29年度処遇改善加算について

		市への届出	備考
みなし事業所		不要	介護予防訪問(通所)介護について県へ届出の必要あり。
みなし事業所以外	地域密着型通所介護	必要 (H29.2.28までに)	従来の様式にて
	訪問介護、通所介護		介護予防訪問(通所)介護について県への届出の写しを市へ届出。

6. 総合事業を実施しない場合

(1) みなし事業所

①みなし指定不要の申出 (別添様式にてH29.3.31までに)

②更新手続を行わない。 (市へ事前に連絡)

(2) みなし事業所以外

①新規指定申請を行わない。 (市へ事前に連絡)

※サービスを廃止する際は、利用者に不都合が生じないように、代替先の確保等、各事業所の責任において適切な対応を行うこと。

7. その他

(1) 市外事業所の新規申請

原則、H29.1.1時点で鹿屋市民の利用がある事業所のみ受け付ける。

(2) H29.2.1以降の新規申請

原則、受け付けない。

※ただし、H30.4.1以降については、地域密着型サービスの考え方に準じ、介護保険事業計画において定めた整備量に基づき受け付けるものとする。